

## 計画策定委員からの意見に対する修正案等

	策定委員会での委員からの意見等	指摘箇所		ご意見に対する修正案等
		ページ	項目	
1	【谷委員から】 老人クラブに対し厚労省からも、地域の担い手として積極的に参加していくことが求められているが、計画にはそのようなことが記載されていない。	P55	④老人クラブの活動支援	【55ページ事業内容の本文4行目以降を下記のとおり修正します】 今後は、更なる高齢化社会が進み、その中で多様なニーズと社会参加への意欲に応えるため、高齢者自身が地域活動の担い手となることが期待されます。また、会員が主体となり介護予防や健康寿命の延伸を図る機会や場所を提供したり、企画することも考えられます。 基盤となるクラブの活動に対して必要な支援を行い、高齢者の生きがいをづくりを促進します。
2	【谷委員から】 消費者被害の問題について、計画に明記するところはないのか。			消費者問題の被害対策等については商工観光課が担当しており、消費生活相談員の配置などの取り組みを行っています。 本計画での記載(位置づけ)は必要ないと判断しています。
3	【出野委員から】 認知症対策が具体的にようになってきているが、認知症の早期発見のために、検診などでの取り組みも必要ではないか。	P51	①心身の健康づくり	【51ページ事業内容の本文6行目以降を下記のとおり修正します】 病気とうまく付き合っていくことが重要です。 今後ますます認知症の増加が予想される中、その原因となる生活習慣病の発症予防・重症化予防のために、健康教育等を実施します。また、きめ細かく健康相談を行うことで、認知症の早期発見に努めます。
4	【吉田委員から】 認知症リンクワーカーとは	P46 P47	②認知症施策の推進体制の強化 ③認知症初期集中支援事業の推進	認知症リンクワーカー制度とは、平成28年度から京都府が実施している認知症サポート制度です。 具体的な役割としては、認知症初期集中チームによる支援終了後、その支援を引き継いで「認知症に対する情報提供」、「日常生活で必要なサービスや施策へのつなぎ」等により本人や家族を精神的、生活的に支えるものです。 認知症リンクワーカーは、介護福祉士や看護師など認知症に対する専門知識を有する人が担うこととなり、日常生活圏域ごとに1名程度の配置を計画しています。
5	【吉田委員から】 認知症リンクワーカー、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームといろいろあるが、具体的にどの人がどんな働きをするのか。	P46 P47	②認知症施策の推進体制の強化 ③認知症初期集中支援事業の推進	認知症に対する相談・支援体制(一例として) ◎かかりつけ医や地域包括支援センター(認知症地域支援推進員)へ相談[本人や家族から] ↓ ◎必要に応じ初期支援集中チームによる支援(概ね6カ月) ・医療的管理へのつなぎ ・介護サービス利用へのつなぎ ↓ ◎必要に応じ認知症リンクワーカーによる支援 ・かかりつけ医、ケアマネジャーとの情報連携 ・地域とのつながりの中で生活できるよう精神的支援・日常生活支援
6	【植野委員から】 事業所としては、介護従事者の確保が一番大きな問題。根本的などころで知恵を出して考えていかないといけない。 介護職員初任者研修受講者支援事業についても、周知不足であるとともに、助成金額が最大5万円というのも少ないのではないか。	P62	⑥介護サービス従事者の人材確保、資質向上対策	【62ページに下記の内容を追加します】 2. 介護サービス従事者の人材育成・資質向上対策 市内の介護保険事業所で働く介護従事者を対象に、本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスの道をつくるために、介護福祉士の資格取得に必要な「介護福祉士実務者研修」、「介護技術講習会」または、「介護福祉士受験対策講座」等の受講費用に対する補助制度の創設を検討します。